

# 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 (学生ハンドブックより抜粋)

## ◆キャリア支援

求人情報の収集及び就職活動全般と、進学(編入学)の支援等、様々なサポートを行うためにキャリア支援室があります。自由に使えるパソコンも設置され、求人情報など情報収集のための資料も気軽に閲覧できるようになっています。卒業後の進路に関する質問、相談がある時は気軽にたずねてください。

### 1. 就職・進学のサポート

1年次より進路希望調査に基づいた個人面談を実施し、ゼミナール担当教員と職員が連携をとり情報共有をして一人ひとりに応じた支援体制を行い、進路活動をサポートしていきます。

就職・進学においてはほとんどの場合面接をとまいません。社会人としてのマナー(挨拶、言葉遣い、服装、身だしなみ)を身につけることも大切です。普段の生活から注意してください。また、自分自身(興味・価値観・強み)の理解を深める自己分析も大切です。

キャリア支援対策として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」などが開講されますので、1年次より計画的に履修をすることをお勧めします。

カリキュラムに基づいた、各種資格の取得に励み、ボランティアについても積極的に参加するように心がけて「履歴書」に書けるように準備してください。

### 2. インターンシップ

インターンシップとは、学生が将来のキャリアに関連した職業体験を行うことです。仕事観、職業観、社会が求める人材像など実地での経験と大学で学んだことを結びつける機会であり、自分の職業適性や将来設計を考える良い機会です。

インターンシップを希望する学生はキャリア支援室までお問い合わせください。

### 3. 就職・進学のスケジュール

就職セミナー等の進路活動の具体的なスケジュールは、そのつど掲示にて連絡をします。

#### (1) 自主実習

授業の実習以外に、空き時間や長期休みを利用して自主的に実習(ボランティア)に参加することができます。自主実習に参加する場合には、必ず事前にキャリア支援室に届けてください。事前に届け出て承認を得ることで保険対象の活動となります。

#### (2) 就職試験

大学へ届く求人票は、キャリア支援室にファイルされていますので各自で確認してください。求人票の見方などが分からない等、そのつどキャリア支援担当者に質問してください。幼稚園教諭・保育士等での就職試験は、企業への就職試験とは異なり、複数の施設を同時に受験することはできませんので注意してください。

## ◆学生相談

本学学生の修学、就職、及び生活等への支援体制を充実し、快適な学生生活の実現を図ることを目的とした相談業務を行います。皆さんのよりよい学生生活実現のために、学生指導・支援担当教職員が配置されており、学生生活全般にわたるアドバイザーとなります。

学生相談の利用窓口は「学生の意見箱」に入れるか、または直接担当教職員に気軽に申し込んでください。事前にアポイントが必要な場合もあります。利用方法、担当教職員はオリエンテーションで説明します。

### (1) 相談体制

#### ①学生生活の相談

- ・奨学金、授業料等納入金など経済援助に関すること
- ・課外活動(部活動やサークル、ボランティア活動等)、課外活動に関すること
- ・福利厚生施設に関すること
- ・アパート・マンション等に関すること
- ・その他学生の生活支援に関すること

#### ②修学に関する相談

- ・履修登録や単位修得の問題等の学業に関すること

学年毎に担当の教員が配置されていますが、後述の「(3) オフィスアワー」を参照のこと

#### ③障がいに関する相談

- ・何らかの障がいや疾患などに関すること
- ・学修や大学生活を送る上での悩みごとや困りごとに関すること

#### ④就職・進学に関するキャリア相談「IV. キャリア支援」を参照のこと

- ・面接の準備に関すること
- ・自主実習に関すること
- ・履歴書の書き方に関すること
- ・就職活動時期に関すること

#### ⑤なんでも学生相談

- ・友人関係・性に関すること
- いじめ等人間関係に関すること等、多方面にわたって相談を受けています。

### (2) アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育上、研究上、権力を濫用して、教育指導、研究活動若しくは労働に関する妨害や嫌がらせの働きをしたり、不利益を与える行為をすることをいいます。

例えば、教員が学生に対して

- ・授業を受けさせない、指導を行わない
- ・研究テーマを押しつけるなど、自主性を認めない
- ・単位認定に関して不公平・不公正な対応をとる

- ・暴力的あるいは、人格を傷つける行動をする
- ・プライバシーを暴露する

といった行為が含まれます。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる「性的な言動」及び「性的な固定観念や差別意識や優越意識に基づく言動」をいいます。基本的には、その言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

例えば、あなたが誰かから、あなたが望まない

- ・性的な言葉を投げかけられた
- ・性的な態度や接触をされた
- ・直接的な性行為をされた

といったことによって、あなたが被害や不利益を受けることが含まれます。

あなたが、

- ・ハラスメント行為で不快に感じた
- ・断ったのに相手が聞き入れなかった
- ・もし断ったら学業成績や今後の学生生活・就職への影響が不安
- ・身体に危害が及ぶかもしれないと不安

といったことがあったら、相談をしてください。

もちろん相談の際のプライバシーは守られ、あなたが不利益になる事はありません。学生の皆さんの勉強・研究上の安全をおびやかすアカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントは黙認できません。どのような問題でも一人で抱え込まずにすみやかに相談してください。

また、あなたが学内外においてハラスメント行為の加害者とならないよう、常に注意を怠らないようにしてください。

### (3) オフィスアワー

授業科目等についての質問・相談に応じるための時間として、「オフィスアワー」を設けています。オフィスアワーの時間帯であれば、学生は基本的にアポイントなしで研究室を訪問することができるので気軽に質問、相談してください。

### (4) 学生の意見箱

授業、授業方法、施設、教育環境等について、学生から意見や要望、提案ができます。意見や要望、提案あるいは相談があるときは、2階学生ホールに設置してある「学生の意見箱」に文書にて提出してください。用紙や様式は自由です。なお、相談を希望する場合は、学籍番号、名前、連絡先(Eメールアドレス)を記載してください。学生からの意見や要望、提案に対しては、本人あるいは掲示にて対応し、大学の質の向上を図るとともに、改善に努めてさせていただきます。

もちろん「学生の意見箱」を利用した際のプライバシーは守られ、あなたが不利益になる事はありません。

## ◆課外活動

### 1. 学生会

学生会とは、大学での授業や研究等の学びの深化や、クラブ・サークルといった課外活動の発展・向上を目指し、ユマニテク短期大学に在籍する学生で構成される学生の自治組織です。学生の大学での学習・生活環境の向上のために、学生の意見を集約し、実現させるために大学と交渉を行うといった自治活動を行います。クラブ・サークルなどは学生会に登録しており、学生会がその活動を支援しています。（学生会規約を参照のこと）

### 2. クラブ・サークル活動

#### （1）課外活動の概要

課外活動とは、学生が自主的・自立的に行う正課教育外の諸集団活動のことを指します。

正課教育の他に、課外活動を通じて広い知的視野を開発し、豊かな情操と健全な心身を育成することは、人間形成の上で必要欠くことができないものと本学は考えています。したがって、学生は各自の個性と条件に適応したクラブ・サークルまたは団体に参加することにより、共同生活を通して友人や教職員との交流を通じて人間形成を確立し、情操豊かな教養人として心身ともに健康な社会人に成長することを期待されています。

クラブ・サークルの新設を希望する学生は、事務室に問い合わせ、所定の用紙に「クラブ名（および同好会名）・代表者名（および連絡先）・部員名・教職員（顧問）」等、必要事項を記入し、提出してください。

#### （2）クラブ・サークル等の学生団体が保有する個人情報

2005年4月より、個人情報を取得し取り扱っている団体に対し、様々な義務と対応を定めた法律である「個人情報保護法」が施行されました。この法律は、以下に記載されたこと等を定めています。

- ①個人情報を収集する際にはその利用目的を明確にし、通知・公表しなければならない
- ②本人の同意を得ることなしに、個人情報を本来の目的以外で利用、または第三者に提供してはならない
- ③取得した情報は適正・安全な管理を行い、情報漏洩しないよう対策を講じなければならない  
不用意に第三者に提供した、あるいは誤って漏洩した個人情報は、転売され、犯罪行為に悪用され、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。クラブ・サークルや学生会の学生団体でも、部員の名簿の作成や、ホームページ・印刷物等に団体紹介等を掲載することがあると思いますが、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、適正な管理を行うようにしてください。個人情報の取扱いについて不明な点、わからない点がある場合には、必ず教職員（顧問）もしくは事務室に相談してください。

### 3. ボランティア活動

大学での学修成果を活かしてボランティア活動を行うことによって、社会貢献の観点から有

意義だけでなく、インターシップ同様、社会経験を積むことで大学生活から社会生活への移行がスムーズになるものであると考えられます。

ボランティア活動に参加する場合は、事前に事務室に届け出るようにしてください。事前に届け出て承認を得られた場合には、保険対象の活動となります。

#### 4. 課外活動における届出が必要となる場合とその方法

次の時は、所定の様式を使用して事務室まで届け出てください。本学に届け出て承認を得られた場合には、保険対象の活動となります。

##### (1) 学生団体登録申請書・継続届

団体を結成する場合は4～5月と10～11月に、継続する場合は毎年5月末日までに、「学生団体登録申請書・継続届(様式第14号)」提出してください。ただし団体を担当する教職員(顧問)がいないと受理されません。

##### (2) 合宿・遠征届

対戦試合、学外活動、クラブ・サークル旅行など課外活動を学外で行う場合は、「合宿・遠征届(様式第15号)」を7日前までに申請を行ってください。

##### (3) 集会・行事届

学内外でコンサート等を催す場合は、「集会・行事届(様式第16号)」を5日前までに提出してください。学内外に立看板を立てる場合にも必ず提出してください。

##### (4) 活動計画書

翌月の体育館・グラウンド等の体育施設や教室等での活動計画の予定を記入した「活動計画書(様式第17号)」を、前月の10日頃までに提出してください。

##### (5) 施設備品使用願

体育館・グラウンド等の体育施設や教室等を使用する場合は、「施設備品使用願(様式第18号)」を事前に提出してください。